

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

許認可等の内容		かかしの里の利用及び変更の承認
根拠法令等及び条項		かかしの里条例第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	かかしの里条例第5条、第7条第2項及び第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>かかしの里条例抜粋</p> <p>第5条 かかしの里において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商その他これに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として、写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、かかしの里の全部又は一部を独占して使用すること。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする者は、目的、期間、場所又は施設、行為の内容その他市長の支持する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の承認を受けた者が、承認を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、他の利用者に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の承認をするものとする。この場合において、かかしの里の管理上必要な範囲で条件を付することができる。</p> <p>第7条 有料施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 野外ステージ</p> <p>(2) バーベキュー施設</p> <p>(3) 野球場</p> <p>(4) テニスコート</p> <p>2 有料施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、利用承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>第8条 市長は、かかしの里の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項又は前条第2項の承認をしてはならない。</p>	

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その他かかしの里の管理上支障があるとき。